

公益財団法人和納育英会 2024 年度奨学生募集要項

2024年9月1日

香川県丸亀市田村町119番地1

公益財団法人和納育英会

奨学金給付事業

1. 奨学金の概要

学業、人物ともに優秀で学業の維持のために奨学金の給与が必要と認められる者に対して、奨学金を給付することをもって健全な青少年の育成に寄与することを目的とする事業です。

2. 事業推進の流れ

(1) 事業実施及び対象期間

本事業は奨学金の支給を希望する方が所属する短期大学、大学（以下、「大学等」という）を通じて申請いただく形式です。

支給開始年の2024年4月から在学課程最終年度末までを対象期間とします。

今年度は2024年4月時点で香川県内の大学等に在学する学生（1年次生）から25名程度を募集します。

(2) 報告

奨学生は毎年度末に学業成績表、生活状況報告書および在学証明書または卒業証明書を大学等を経由して提出していただきます。

(3) 応募資格

① 学力基準

1年次生の1学期の評定値であるGPA (GradePointAverage) が3.1以上の方とします。なお、GPAによる評価基準がない大学等においては、下記方法により判定するものとします。

・GPAの算出について

(ア) 大学等が5段階評価か4段階評価かに応じて、下記表の対応関係をもとに自身の大学等の評価をGPに換算しGPAを算出すること。

(イ) GPAの算出方法

$$\text{GPA} = \{ (4 \times \text{GP4相当の単位数}) + (3 \times \text{GP3相当の単位数}) + (2 \times \text{GP2相当の単位数}) + (1 \times \text{GP1相当の単位数}) + (0 \times \text{GP0相当の単位数}) \} / \text{総単位数 (全科目の単位の合計)}$$

(ウ) 合否判定のみの科目は算定から除外すること

評価とGP(グレードポイント)の対応関係

【5段階評価の大学等の場合】

評価の例	S	A	B	C	F
	A+	A	B	C	F
	秀	優	良	可	不可
点数	100~90	89~80	79~70	69~60	59~0
GP	4	3	2	1	0

【4段階評価の大学等の場合】

評価の例	A	B	C	-	F
	優	良	可	-	不可
点数	100~80	79~70	69~60	-	59~0
GP	4	3	2	-	0

② 家計基準

収入の種類、金額、世帯構成、通学形態、家庭の事情などを考慮するが、目安となる家計収入の上限は、給与収入世帯の場合は、世帯合計収入600万円以下、給与収入以外の世帯の場合は、自営業などその他所得400万円以下とする。

③ その他

翌年以降も継続して助成するための要件は上記基準に準じます。

(4) 奨学金の停止又は廃止

奨学生が次のいずれかに該当することになったときは、奨学金の支給を停止又は廃止することがあります。また、故意又は重大な過失による違約・違反が認められる場合は、奨学生に対して支給した奨学金の返還を求めることがあります。

- ① 奨学生が休学等し、または長期にわたって欠席したとき(停止)
- ② 奨学生願書の申告内容に虚偽があったとき(廃止)
- ③ 2件を超える給付型奨学金の併給があったとき(廃止)
- ④ 学業成績を理由に留年したとき(廃止)
- ⑤ 傷痍疾病などのため成業の見込みがなくなったとき(廃止)
- ⑥ 学業成績または操行が不良となったとき(廃止)
- ⑦ 奨学金を必要としない理由が生じたとき(廃止)
- ⑧ 当財団が定める書類等を期日までに提出しないとき(廃止)
- ⑨ 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき(廃止)
- ⑩ 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき(廃止)

3. 申請者の要件

- 学業、人物ともに優秀で学業の維持のために奨学金の給付が必要と認められる者
- 2024年4月時点で香川県内の短期大学・大学に在学する学生（1年次生）である者。所属学部・学科は問わない。

4. 奨学金の使途

当財団では、奨学金の使途について、特に制約を設けていませんが、原則として、学業に邁進するために必要となる経費（学費や下宿家賃等）への充当を想定しています。

5. 選考方法

(1) 選考の流れ

① 形式審査

提出された申請書類について、応募の要件（申請者の応募資格、必要書類等の有無等）を満たしているかについて審査します。応募資格を満たさない者は、以降の選考の対象から除外されます。

② 書面選考

申請書類を基に、外部有識者等により構成される選考委員会にて評価します。

在学中の選考内容や将来の目標などを踏まえ、その希望進路に向けてどのように取り組んでいるか、どのように社会貢献できる人材となっていきたいか等を確認します。

③ 最終選考

書面選考の評価を踏まえ、選考委員会で支給対象者を決定します。

(2) 選考に関与する者

公正で透明な評価を行う観点から、申請者等に関して利害関係を有する選考委員は選考に加わらず決議を行います。

(3) 奨学生採用の選考観点

- ① 学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められること
- ② 特定の分野において、特に優れた資質能力があり、その資質能力を証明することができること
- ③ 在学する学長、学部長、指導教授からの推薦があること

(4) 選考結果

最終選考結果及び奨学生採用に関する手続必要書類は、各大学等の担当窓口へ郵送いたします。その後大学等を経由して書類が揃った段階で奨学金の支給を開始いたします。

6. 奨学金

- (1) 支給額：月額3万円（給付型奨学金であり、返済の必要はありません。）
- (2) 支給期間：支給開始年から在学課程最終年度末まで
- (3) 支給方法：年6回にわけて支給します。
- (4) 支給月：2月、4月、6月、8月、10月、12月

(それぞれの支払月には、その前月までの2か月分の奨学金が支払われます。)

(5) 支給日:各支給月の20日

(20日が土曜日または日曜日のときは、金曜日に繰上げて支払われます。また、祝日のときは、直前の平日に支払われます。)

(6) 支給開始予定日:2024年12月20日

(2024年12月に2024年4月~11月分の計8ヶ月分を一括支給予定。以降は上記(3)の支給方法に従います。)

(7) 募集人数:約25名を予定

(8) 併給可否:他の給付型の奨学金一団体に限って併給も可能とします。

(貸与型の奨学金は併給の数を問いません。)

7. 支給決定後の申請者等の責務

(1) 提出書類等について

奨学生は毎年度末に学業成績表、生活状況報告書および在学証明書または卒業証明書を大学等を経由して当財団に提出していただきます。

また、新旧の奨学生が一堂に会し、先輩からの談話や参加者の近況報告等を通じて、親睦を深めたり、自身の将来設計の参考となる情報交換ができる奨学生交流会の開催を予定していますので、これらの行事への参加を求めます。

(2) 下記の場合、速やかに大学等の事務局を通じて財団事務局へ届け出してください。

■進級できなかったとき

■休学又は復学したとき

■退学したとき

■住所や電話番号等、連絡先を変更したとき

■その他、奨学金給付の継続にあたって必要となる事項に変更があったとき

8. 応募方法

応募に関する問い合わせは、大学等の担当窓口が対応しています。

下記必要書類を準備のうえ受付期間内に大学等の担当窓口へ提出ください。

受付期間内に提出いただいたもののうち、大学等の推薦を得た者を応募者とします。

(1) 必要書類

- ① 奨学生願書(当財団所定のフォーマット、写真添付必要) → 推薦者として決定後、正式な書類に転記してもらいます。申請時は写真添付不要。
- ② 在学証明書
- ③ 学業成績証明書(1年次生の1学期の成績証明書)

④ 所得を証明できるもの(課税証明書又は源泉徴収票、確定申告書の写し)

(同一世帯分、別世帯で暮らしている場合は被扶養者分)

※留学生等で書類提出が難しい場合は各大学の担当窓口を通して別途相談ください。

⑤ 学内選考書類

生計維持者(原則、父母両方)の令和6年度(令和5年分)所得課税証明書(コピー可)

※記載省略のないもの

※④と重複する場合は提出不要

(2) 申請期限

2024年9月26日(木)

(3) 提出先

学生生活支援課奨学金担当窓口

9. 選考スケジュール

選考委員会の審査を経た上で次の予定で選考を行います。

2024年10月31日(木) 奨学生応募書類受付の締切

2024年11月11日(月)～19日(火) 選考委員会の審議

2024年11月29日(金) 最終選考結果の連絡、奨学生必要書類の配布

2024年12月20日(金) 奨学金支給開始予定

以上